**【様式２】**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 申請者名 |

**令和７年度「特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業」研究計画書**

※　学校と連携した地域単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究については、本様式を使用することとする。

**１　研究概要**

※　「２　研究内容」の概要を記入すること。

**２　研究内容**

（１）相談支援に係る体制

※　相談支援を実施する体制について記載すること。

（２）取組内容

※　相談支援業務の全体像について記載すること。

＜令和７年度＞

|  |  |
| --- | --- |
| ４月 |  |
| ５月 |  |
| ６月 |  |
| ７月 |  |
| ８月 |  |
| ９月 |  |
| 10月 |  |
| 11月 |  |
| 12月 |  |
| １月 |  |
| ２月 |  |
| ３月 |  |

＜令和８年度＞

|  |  |
| --- | --- |
| ４月 |  |
| ５月 |  |
| ６月 |  |
| ７月 |  |
| ８月 |  |
| ９月 |  |
| 10月 |  |
| 11月 |  |
| 12月 |  |
| １月 |  |
| ２月 |  |
| ３月 |  |

※　取組を講じる時期について予定を記入すること。取組を講じる時期が明確でない場合には、必要に応じて行を結合し記入すること。

**【様式２(別紙１)】**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 申請者名 |

**所要経費について（令和７年度分）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 費目 | 種　別 | 金　　　額 | 積　　算　　内　　訳 |
| 人件費 | 人件費 |  |  |
| 事業費 | 諸謝金  旅費  借損料  消耗品費  会議費  通信運搬費  印刷製本費  雑役務費  消費税相当額  - 不（非）課税経費（人件費、外国旅費、保険料など）×消費税率  -（注１）インボイス影響額-経過措置の適用：無  -（注２）インボイス影響額-経過措置の適用：有 |  |  |
| 一般管理費 | 一般管理費 |  |  |
| 再委託費 | 再委託費 |  |  |
| 総　計 |  |  |  |

**所要経費について（令和８年度分）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 費目 | 種　別 | 金　　　額 | 積　　算　　内　　訳 |
| 人件費 | 人件費 |  |  |
| 事業費 | 諸謝金  旅費  借損料  消耗品費  会議費  通信運搬費  印刷製本費  雑役務費  消費税相当額  - 不（非）課税経費（人件費、外国旅費、保険料など）×消費税率  -（注１）インボイス影響額-経過措置の適用：無  -（注２）インボイス影響額-経過措置の適用：有 |  |  |
| 一般管理費 | 一般管理費 |  |  |
| 再委託費 | 再委託費 |  |  |
| 総　計 |  |  |  |

（注１）インボイス影響額-経過措置の適用：無

人件費的性質を有する諸謝金については人件費の費目・種別に計上します。  
ここでは「費目：事業費」、「種別：諸謝金」に計上する諸謝金（税込）の「消費税相当額」について補足説明します。

* 個人への諸謝金は相手方が免税事業者であることが想定されます。個人への諸謝金については、経過措置適用対象の請求書が発行されない場合があります。その場合はこの欄を使用します。
* 消費税相当額の計算方法（消費税率10％の場合）：免税事業者への諸謝金額×10/110×110/100  
  　**＝免税事業者への諸謝金額×0.1**

例：委託事業者が、適格請求書が発行されない個人への諸謝金  
11,000円（消費税10％）を支払った場合、経費内訳には以下を計上します。

　・諸謝金：11,000円

　・インボイス影響額-経過措置の適用：無：**1,100円**

＜計算の流れ＞

①諸謝金から消費税額を算出。  
11,000円×10/110　＝　1,000円

②国と委託事業者間では業務経費の全体が課税対象となるため、①で算出した額にも「消費税額」を追加計上。  
1,000円×110/100　＝　**1,100円**

（注２）インボイス影響額-経過措置の適用：有

免税事業者から経過措置適用対象の請求書を受けた場合、この欄を使用します。

* インボイス制度施行後の3 年間は免税事業者等からの仕入について仕入税額相当額の80％、その後の3 年間は50％を仕入税額とみなして控除となる経過措置があります。
* 控除を受けられない部分については消費税相当額を計上する必要があります。  
  消費税相当額の計算方法（消費税率10％の場合）  
  令和5 年10 月1 日～令和 8 年9 月30 日：免税事業者との取引額×10/110×0.2×110/100  
  　**＝免税事業者との取引額×0.02**
* 令和8 年10 月1 日～令和11 年9 月30 日：免税事業者との取引額×10/110×0.5×110/100  
  　**＝免税事業者との取引額×0.05**

例：委託事業者が免税事業者と110,000円（税率10％）の取引を行った場合、経費内訳には以下を計上します。

　　　・雑役務費：110,000円

　・インボイス影響額-経過措置の適用：有：**2,200円**

＜計算の流れ＞

①雑役務費から消費税額を算出。　110,000円×10/110　＝　10,000円

②仕入税額相当額の80％は経過措置により仕入税額とみなし控除。残額20％を計算。  
10,000円×0.2　＝　2,000円

③国と委託事業者間では業務経費の全体が課税対象となるため、②で算出した額にも「消費税額」を追加計上。  
2000円×110/100　＝　**2,200円**

**【様式２(別紙２)】**

**再委託に関する事項**

　「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する支援の推進事業」における再委託の実施について、次のとおり提出します。

※ 再委託金額について、別紙１の所要経費と同様、消費税相当額についてはインボイス影

響額を反映させた上での記載とすること。

|  |  |
| --- | --- |
| 再委託の相手方の住所及び氏名 |  |
|  |
|  | |
| 再委託を行う業務の範囲 |  |
|  |
|  | |
| 再委託の必要性 |  |
|  |
|  | |
| 再委託金額（単位：円） |  |
|  |
|  | |
|

**【様式２(別紙３)】**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 申請者名 |

**担当者名簿**

|  |  |
| --- | --- |
| ①名　　　称 |  |
| ②住　　　所 | 〒 |
| ③連絡先 | 代表 　（内線 ）  直通  Ｅ-mail |
| ④ | 所属・職名 |